

==== 公布された条例のあらまし ====

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、県内におけるぱちんこ屋等の営業時間に制限を加える。

2 条例の概要

- (1) ぱちんこ屋その他条例で定める営業の営業時間を、午前9時から午後11時までとする。
- (2) 施行期日は、平成20年6月1日とする。

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の失効期限を1年延長し、平成21年3月31日とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げたこと等を踏まえ、一般職の職員に準じ鳥取県議会議員の期末手当の支給割合の引下げ等を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県議会議員の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。
- (2) 旅行手当の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。